

P154 はじめに>この章での略記について>上から3行目

誤 1 不動産登記の基礎

はじめに

道路等を新設した場合や拡幅した為に計画された土地を取得したときには、速やかに法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局またはこれらの出張所(登記所という)に対し、所有者を変更する

この章での略記について

この章では、「不動産登記法」を「不登法」、「不動産登記規則」を「不登規」、「不動産登記事務取扱手続準則」を「準則」、「民法」を「氏」と表示しています。



正 1 不動産登記の基礎

はじめに

道路等を新設した場合や拡幅した為に計画された土地を取得したときには、速やかに法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局またはこれらの出張所(登記所という)に対し、所有者を変更する

この章での略記について

この章では、「不動産登記法」を「不登法」、「不動産登記規則」を「不登規」、「不動産登記事務取扱手続準則」を「準則」、「民法」を「民」と表示しています。

P157 登記記録>2.建物の「表題部」に関する項目>上から3行目、5行目

誤 1. 土地の「表題部」に関する項目

①不動産番号

全国の土地の一筆一筆に番号が付されています。但し、コンピューター化以後に何らの登記もなされていない土地または建物には、番号が付されていないことがあります。

②地図番号

不登法 14 I の地図が調製されていれば番号が

2. 建物の「表題部」に関する項目

(一棟の建物)

①不動産番号

土地に同じ

②地図番号

所在図が提出されていれば番号が付されます。

③土地の表示欄

・所在、地番



正 1. 土地の「表題部」に関する項目

①不動産番号

全国の土地の一筆一筆に番号が付されています。但し、コンピューター化以後に何らの登記もなされていない土地または建物には、番号が付されていないことがあります。

②地図番号

不登法 14 I の地図が調製されていれば番号が

2. 建物の「表題部」に関する項目

(一棟の建物)

①不動産番号

土地に同じ

②所在図番号

所在図が提出されていれば番号が付されます。

③建物の表示欄

・所在、地番